

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会
第5回古都保存のあり方検討小委員会

平成28年6月13日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会 第5回古都保存のあり方検討小委員会を開催させていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、定足数の関係ですが、本日ご出席の委員、臨時委員及び専門委員は10名中8名でございまして、本委員会の議事運営第1に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。ご出席の委員の皆様のご紹介は座席表の配付をもってかえさせていただきますと存じます。

次に、資料ですが、お手元に一覧表とともに資料1から5-2、参考資料1から4をお配りしております。ご確認をいただきまして、不足がございましたらお申しつけください。

それでは、議事に進みたいと思います。なお、ご発言をいただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただいて、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただきますよう、お願い申し上げます。

これからの議事進行は委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

【委員長】 おはようございます。朝早くから本当にお疲れさまです。本日の議事は、小委員会報告（案）と歴史的風土保存計画の変更（案）についてです。皆様のご意見を踏まえ、今後、スケジュールにも出てきておりますけれども、8月2日の合同部会を経て最終的に取りまとめる予定です。

それでは、今回の小委員会報告（案）は、前回の委員会において、骨子について委員の皆様からいただいたご意見を反映して、事務局でまとめているものです。また、歴史的風土保存計画の変更（案）は、古都保存法の規定により国土交通大臣が決定するもので、やや重い扱いになっております。それを本日、事務局にてまとめたものを後ほど説明いたします。

本日ご審議いただきました結果を踏まえまして、この2つの案を皆様のご意見を反映して修正して、パブリックコメント等の所要の手続きを行っていくという予定でございます。

それでは、はじめに、事務局から今後の審議の進め方について説明をお願いいたします。

【事務局】 国土交通省都市局課長補佐でございます。ご説明させていただきます。資料2と3、連続でご説明させていただきます。

資料2「審議の進め方について」ですけれども、6回目、最終回となる8月2日の小委員会は、先ほど委員長からお話がありましたとおり、部会と合同会議ということを考えております。今回は第5回、6月13日ということで、小委員会報告（案）と保存計画の変更（案）を議事にしております。

続けて、資料3、前回の小委員会におけるご指摘事項等でございます。前回は、神奈川県からのご発表もあったこともありまして、そういった関連のご意見も多数いただいております。

(1) 古都保存の価値について、神奈川県のご発表もありましたので、鎌倉関係のご意見が1つ目、2つ目に並んでおります。3つ目には、いろんな取り組みがある中で、2行目に

ありますけど、古都に緑があることの意義や価値を共有することを考えていくべきというご意見もありました。4つ目には、それを言いかえて、イメージを共有することが大事ではないかというようなこと。そういうことを踏まえて、5つ目の2行目にございますけれども、古都であることの価値を最初に記載するべきではないかというご意見もございました。

(2) 担い手の確保について、1ページ目から2ページ目にかけてご意見いただいております。特に2ページ目の1つ目のとおり、企業の参画というものも大事ではないかという指摘がございました。それから、少し飛ばさせていただいて、上から5個目ですけれども、いろいろ管理への参画というものは楽しいこととしてやっていかなければならないのではないかと、上手に活用することで市民を巻き込んでいくということが重要であろうということもご指摘いただきました。そして、一つ飛ばして、保存活動について、生物多様性や景観の改善、資源利用、その場の空間利用の波及効果があることということも含めて考えていくことが必要ではないかというご指摘をいただきました。1行あけてですけれども、少し観点が違うところで、買入れ地が増加しているということで、民有地で持ち続けるようなメリットも必要ではないかというようなこと。持っていていただく方に、その次の丸にございますけれども、それが資産だというような状況にしていくことを考えていかないといけないだろうというご指摘もございました。

(3) 自然的環境の変化への対応についてということで、鎌倉の樹林管理のご指摘として、これは神奈川県からの発表を踏まえたものが多々ございました。

それから最後のページでございますけれども、(4) 景観の変化への対応、(5) その他、がございます。景観の変化への対応はやはり外国人の観点からのご指摘。それから、景観保全に関して区域を設定していくというようなこともあるけれども、その周辺や基準外で失われてきたものも多いのではないかとご指摘がありました。

その他は割愛をさせていただきます。以上です。

【委員長】 はい。ありがとうございます。それでは、少し補足しますと、今回の小委員会の第1回は国土交通省で行いましたが、第2回は奈良市で行いました。各委員から多くの意見が出て、奈良県さん等からもさまざまな課題が出たかと思っております。第3回は亀山市、高岡市に来ていただいて、第4回は今お話のあった神奈川県からの発表がございました。今回ご発表いただいた各都市や、その他古都保存の関連の都市にかかわる課題というのをよく反映できているかどうかのあたりについても、皆さん、今日チェックをいただければと思っております。

それでは、早速ですが、議事1の「小委員会報告(案)」と、議事2、「歴史的風土保存計画変更(案)」について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 資料4-1、4-2、5-1、5-2、事務局で説明をさせていただきます。

4-1は、4-2の報告(案)の概要でございます。2枚の紙になっておりまして、1枚目が現状であるとか課題というところ、2枚目がこれからのあり方をまとめたものになっています。

古都・歴史まちづくりを取り巻く状況としましては、少子高齢化と人口減少、もちろん財政面への制約等々ございます。一方で、観光面などで歴史文化資産の活用が進展しているというようなこと。あるいはそれに伴って、景観保全を重視する傾向というものが世の中で認められるかと思えます。

古都保存に関しましては、現状としては、昭和41年の法制定で今年で50年を迎えておりますけれども、10都市を指定しております、ただ、法制定よりはるかに昔から、その価値というものが認められてきたのではないかと。制度としては、国が保存区域を指定し、計画決定をし、それぞれ古都指定都市において、保存地区の都市計画決定がなされ、土地の買入れまで行われております。

そういった現状を踏まえて、下の課題、まず古都保存の課題ですが、買入れ地が経年的に増加して、管理水準が低下するという状況。そして、自然的環境の変化という言い方もしておりますけれども、ナラ枯れ、マツ枯れ等々が発生しているという状況。市民団体等の保存活動もありますけれども、担い手確保というものも重要であろうということ。ただ、そういった方々に対して必要な施設が不十分ではないかというところ。そして、前回、かなりご指摘がありましたけれども、古都保存の価値について理解を得ることも必要であろうということ。そして、景観形成も必要だろうということ。

右側に参りまして、歴史まちづくりの現状ですけれども、こちらは平成20年に法制定がされて、古都の全国展開ということですので、今、56まで歴史的風致維持向上計画の認定が進んでおります。国策定の基本方針に基づいて、市町村が計画を策定し、国が認定をするという制度でございまして、これがまちに対する住民の愛着、まちづくりの原動力ともなっているような歴史的風致の維持向上につながってきております。

ただ、下にございますとおり課題もございまして、歴史的建造物の空き家化あるいは滅失というものもございまして。これに対して、民間主体で保全活用が促進されている面。そして、歴史まちづくりの推進に伴う景観形成、あるいは地域活性化というようなことも、先ほど委員長からもご指摘あったように、高岡市のご発表、亀山市のご発表で見られたかと思えます。観光資源として活用するような形というものの検討も必要ではないかという課題もありますし、認定都市が増えてきたということもありますので、広域連携、あるいはノウハウの共有、そして、さらなる普及というものを目指していくべきではないかと。それから、間もなく法律制定、あるいは最初の認定から10年を迎えるということで、一期計画、期間は約10年のところが多いんですけれども、こういうところの評価と施策の継続というものが大事ではないかというご指摘をいただいております。

2枚目に行っていただきますと、今後の方向性ということで、古都に関しましては、歴史的風土の保存における民間との連携の一層の強化であるとか、それから、歴史まちづくりでは、民間の資金、ノウハウの活用や歴史文化資産の適切な保全と多様な活用の促進。古都、歴史まちづくり、両方ともですけれども、認定都市が全国の良い景観形成をリードしていく必要があるだろうということを書かせていただいております。

古都保存の今後のあり方ですけれども、ナラ枯れ、マツ枯れ等々の自然環境への変化というところでは、関係省庁あるいは関係部局との連携強化によって、病害虫対策、あるいはシカ害対策の促進を図る必要があるだろうと。

それから、神奈川県のご発表にございましたけど、斜面地の安全対策などでは、コストや景観に配慮したような技術の導入促進も必要であろうと。

それから、担い手の確保という点では、行政と協働して歴史的風土の保存活動を主体的に行ってくださっている民間主体の位置づけ・顕彰。そして、そういった方々に対する活動拠点の施設整備への支援。さらには、保存活動に民間企業が協働で参画をしてくださっている

例がございますけれども、こういうものを募っていくための枠組みの構築。さらには、伐採木、収穫物等も出てきますので、そういうものを保存活動の一部に充てるような検討、費用に調達する手法というものの検討というのが必要ではないか。

さらに3点目で、古都保存の普及啓発の推進でございますけれども、こういった価値であるとか、保存のための取り組みというものを紹介あるいは解説するような施設も要るのではないかと。それから、古都全体の統一的な景観保全というものも景観計画等の活用によって必要ではないかという点が挙げられるかと思えます。

右側の歴史まちづくりの今後のあり方でございますけれども、民間資金のノウハウの一層の活用というところがひとつ言えるかと思えます。民都機構の活用などの例は今も見られますけれども、ファンドへの支援がされており、こういうものを通じた自治体あるいは事業のノウハウの共有。そして、クラウドファンディングなども同じように民間資金の活用の促進が必要じゃないかというところ。その際、建築、造園、不動産等々、関係の専門家、まちづくり関連団体との連携促進というものも要るだろうと。既存の制度で、歴史的風致形成建造物であるとか歴史的風致維持向上地区計画がございますけれども、こういうものの制度もうまく使っていただくというところはあるかと思えます。

そして、良好な景観形成・地域の活性化の促進というところでは、先ほど申しましたとおり、歴史まちづくりも二期計画に移るというところが出てきますので、そういったところには、景観計画の策定を要件化するだとかというようなことも必要であろうと。もちろん屋外広告物の独自条例というのも進めていただく必要があるだろうというところ。ただ、逆にそういうところをモデル的に、先進的な取り組みをやっているところにはモデル的な支援というものであってもいいのではないかと。そして、重点区域では、無電柱化の促進を図るべきだろうということ。歴史まちづくりは市町村が計画をつくるというスキームですけども、そういうものにとらわれないような広域的な歴史文化資産の活用方法も検討していくべきだろうということでもあります。

それから、古都と同じく普及啓発の推進というものもまだ必要であろうということで、歴史まちサミットをやっていますけれども、こういうものの広域連携の推進あるいは発展というところ。そして、そういうものを通じて、認定都市間のノウハウ共有、ネットワーク化というものを促進していく必要があるだろうというところ。そして、先ほども申しましたけれども、評価に関しては、一期計画の適切な評価と二期計画への反映というものがあるだろうということをもとめさせていただいております。

詳しくは次の資料4-2をご覧くださいと思います。資料4-2でございますけれども、ちょっと長いので割愛させていただきながらでございますけれども、1ページに、「はじめに」とございます。先ほども申しましたとおり、古都保存法が制定され、50年に当たるというところ。それから、歴史まちづくりに関しては平成20年ですけども、もうすぐ評価ということもありましたけれども、10年を迎える状況にあるというところは、これが前提かと思えます。

1ページの27行目から、古都保存・歴史まちづくりの意義ということで、それぞれ意義、ある意味では価値というところだと思います。これは前回の委員会のご指摘を踏まえて、書き加えさせていただいております。古都保存の意義ということで、昭和30年代のいろんな取り組みがあって、法制定にまで至ったというところはありますが、それより前から価値と

いうものは認められてきたのではないかということで、2ページへ行っていただきますと、前回の委員会から今回まで、各古都指定都市あるいは都道府県の皆さんにご相談をさせていただきながら、それぞれかつてから謳われていたり、歴史家がいろいろなご指摘をされてきたというものを記載しております。奈良では、例えば古事記にも「青垣」という表現が出てきたり、京都では、歴史学者の頼山陽が東山の眺めを称して、「山紫水明」という言葉につながるような書齋の名づけ方をしたというようなところがあったり、神奈川では、鎌倉、逗子ですけれども、「源頼朝が残した遺産」ということで、幕府を置いた場所としては有名ですけれども、明治以降もいろんな文学者が鎌倉に居を構えるというような形で評価をされてきているということです。それから、滋賀は「近江八景」というものがございましてけれども、戦国時代から江戸時代にかけて、近衛信尹が瀟湘八景になぞらえて「近江八景」を称えたというようなことがあったかと思えます。

こういったことを自治体の方々と相談させていただきながら整理し、過去から、やはりはるかに昔から価値があったものだということを再認識したわけでございますけれども、32行目以降にありますとおり、もともと古都保存法にも「わが国固有の文化的資産」ということで、そういうものを後代に継承していくべきということで、日本人としての誇り、自信の源泉というようなところ。あるいは住民の愛着というものになってきたのではないかということが言えるかと思えます。

次のページへ移らせていただきますけれども、この古都保存制度は、もともと興りからしても関係行政機関の連携であるとか、官民連携であるとかという取り組みもあり、地元住民からも守られてきた歴史的風土というものに高い評価を得ているのではないかというところを次の4行目から5行目のところにありますグラフなどでお示しをさせていただいておりますけれども、日本人全体の誇りとしても、これは内閣府の平成28年の世論調査ですけれども、美しい自然であるとか、すぐれた文化、長い歴史と伝統といったところは評価をされているというところ。あるいは、その下ですけれども、奈良市の市民の意識調査というのが平成23年になされていますけれども、満足度として、自然や歴史というものが市の中でも随分と評価が高い。古都奈良のたたずまいというものの満足度指数というものがほかに比べて高めにあるというところを見ても、国全体としても、地域においても、評価がされてきている内容かと思えます。

6行目以降、下3行ですけれども、歴史的風土審議会にも参画をされていた故平山郁夫氏ですけれども、かつて、世界遺産に関して、文化財の周辺が「ぼかし」のようになっていて、自然に文化財が入っていくような状態が重要だというようなご指摘をされています。その周辺のぼけ具合、つまり、全体の景観をどうするかという観点でも、美しさを面的に保存することが必要だということを、これは『古都保存法三十年史』からの引用ですけれども、そういったことをご指摘されています。まさに京都や奈良等々の保存区域については、世界文化遺産の登録のときにこういった緩衝地帯にもなってきたと。登録遺産の緩衝地帯にもなってきたということで、そういうところにも資しているというところがございます。

それがゆえにという、それだけではないですけれども、我が国を代表する観光地としても、古都の各都市というものが確固たる地位を築いているのではないかというところで、その下には、京都を訪れた方が何に満足したかといったような満足度調査なども記載をさせていただいております。

歴史まちづくりの意義のほうですけれども、7行目以下でございまして、今の古都にも出てきましたけれども、世界文化遺産あるいは景観の保全を重視するという流れというのは、11行目以降に、日本でも広がりがありましたということで書かせていただいております、平成16年の景観法、あるいは平成20年の歴史まちづくり法などの形としてあらわれてきているのではないかと考えています。

このあたりも15行目以降にありますけれども、観光振興であるだけではなくて、住民の愛着の対象あるいはまちづくりの活動の原動力ということになってきていると言えるかと思っています。

さて、そういった状況であるんですけれども、次のページへ移っていただきますと、古都保存・歴史まちづくりに関しましては、先ほどの概要のペーパーでもご報告をさせていただきましたとおり、現状・課題というものがございまして、3行目以降ですけれども、古都保存に関しましては、自然的環境の変化という状況があります。どこを守ってきたのかというと、4行目以降にありますとおり、「保存区域の境域」ということでは、眺望もそうなんですけれども、6行目以降にありますとおり、景観の保全あるいは保存上の必要性という基準ということもあって、7行目以降にありますけれども、景観を中心にしつつも、地形・植生まで考慮をしながら、基準として区域の設定をしてきたところであるということかと思っています。

ただ、その中でも重要なエリアである特別保存地区ですけれども、15行目以下、あるいはその隣の買入れの面積の推移を見ていただければと思いますけれども、どんどん土地利用規制と土地の買入れという制度が大きな役割を果たしたのは確かなんですけど、買入れ面積も増えてきているということもございまして、21行目、22行目にありますとおり、管理水準の低下が見られるというところがあるのではないかと考えています。

それから、特に27行目以降ですけれども、京都、奈良、滋賀あたりでは、マツ枯れ、ナラ枯れの病虫害、あるいはシカによる食害というものが発生していて、それから、少し飛ばして、31行目以降ですけれども、こういうものが全国的に展開されている樹林保全施策の活用が一部見られるんですけれども、まだまだ被害が拡大傾向にあるという地区も確認がされているというふうな状況かと思っています。

一方で、神奈川県ですけれども、34行目以降にございまして、市街化等によって斜面地に近接して家屋が立地しているという状況もありまして、倒木や土砂崩落の被害というのが毎年のように発生しているということで、安全対策はとられているんですけれども、次のページをご覧くださいいただければと思いますけれども、法面工事等が行われていますけれども、高コスト、景観への配慮も難しいという状況があります。ただ、この右の写真のように、家屋への被害なども出ているという状況でございまして。

それから、この6ページの5行目以降ですけれども、保存活動の担い手の変化ということで、いろんな樹林地、農地の所有者の方々が高齢化しているという状況もあり、また、先ほどの買入れ地の増加ということもあって、9行目以降にありますとおり、民間主体で会員募集、ボランティア団体の会員募集などに努められていますけれども、会員の減少あるいは高齢化というものも見られて、現場に作業小屋とか水道であるとか、円滑に活動する施設もちょっと不十分な状況が見られるというご指摘も調査の中ではありました。

それから、12行目以下にございまして、前回の委員会でもありましたとおり、この歴史的風土と調和した形ではあるものの、自然的環境を活用すること、あるいは民間主体

の取り組みを拡大していくということが必要であろうという状況かと思えます。

買入れ地を対象にした調査がその下にございますけれども、京都、奈良、神奈川ということで、京都は15団体程度の活動が見られるという状況。奈良県では34団体、これは現地の視察でも見ていただいた、「奈良・人と自然の会」等々ということでございます。

神奈川県はちょっと状況が違いまして、現状の保存地区の指定地が斜面地ばかりで、なかなか市民の方がすぐに入っていくというところは難しい状況はありますけれども、逆に、公益財団法人鎌倉風致保存会が買われた土地の管理をされているという状況がございます。

次のページですけれども、古都保存の普及ということで、先ほどもご指摘をいただいた価値に関して、もっと国民の理解を一層得ることが必要であろうというようなご指摘をいただいております。

それから9行目の景観の変化については、保存区域だけではなくて、その周辺でも起きているのではないかとということで、11行目以降に眺望景観の保全の観点ということで、下にありますような京都市で取り組まれているような眺望景観創生条例というのがございますけれども、周りの景観までうまく保全をしていくというような取り組みは、古都保存法だけではなくて、そういうものと組み合わせて、総合的に考えていくことが必要であろうということも挙げられるかと思えます。

歴史まちづくりの現状・課題については、19行目以下でございまして、歴史的建造物の空き家、滅失というものが進んでいると。これは個別の事業であるとかで、行政が買入れるということも歴史まちづくり計画の認定都市では見られるんですけども、やはり行政の対応というのは財政面で限界もあるという状況であります。ただ、民間主体で地域活性化に資する歴史文化資産の活用事例というのもこの一連の委員会で通して見られてきたところかと思えます。

次のページをご覧くださいますと、絵の左のほうにございますけれども、減り幅が減っている金沢市でも歴史的建造物の滅失が続いているという状況であるとか、右側に民間主体の歴史文化資産の活用ということで長浜で取り組まれている古い建物をシェアハウスとして活用されているという事例を張らせていただいておりますけれども、こういうまい事例を共有していくということも必要でしょうし、関係の専門家、あるいは地元の住民の理解というものも要るだろうというところがございます。

5行目以降に、こういう景観形成であるとか地域活性化への波及について書かせていただいております。8行目以降に、景観計画の策定、屋外広告物条例の制定というものは、歴史まちづくりの認定都市では、ほかの一般的な都市に比べれば高くなっております。9行目以降で、例えば景観計画の策定割合ですけれども、平成27年9月の数字で、全国平均27%、認定都市では80%ということで、やはり景観に対する意識そのものは高いというところはあるんですけども、まだ80%でいいのかというと、もっともっと高めていく必要があるだろう。そして、その中身としても、核になる文化財の周辺の景観であるとか眺望景観に配慮する必要はあるだろうというところです。

それから、14行目以降に、地域活性化の観点ということで、これも次のページにも写真を張らせていただいておりますけれども、ご発表いただいた高岡市の旧町名の復活というような事例もあったかと思えます。

19行目以降では、観光振興への活用ということで歴史まちづくりは活用されることもあ

るわけですが、20行目以降にありますとおり、外国人観光客向けの多言語サインがまだまだ不十分であったり、無電柱化や駐車場の確保というようなところで、環境整備が不十分な都市というのがありますというご指摘をいただいたところです。

9ページへ移らせていただきますと、計画そのものを市町村単位で策定するという一方で、まだまだ広域的な資産というものをうまく使えていないという部分もあるかなというご指摘を文章にさせていただいております。

それから、9ページの下6行目以降ですが、歴史まちづくりの普及ということで、もっと認知度を上げて、全国でそういう取り組みを広げていただくと。それから、認定都市が増えていますので、ノウハウの共有というものも必要ではないかと。11行目にありますけれども、「歴史まちづくりサミット」などももう少しこれも普及には効果的ではないかというところ。それから、15行目に適切な評価ということで、これも10年をもうすぐ計画策定から迎える都市が出てきますので、一期計画の評価をうまく反映した形で二期計画をつくり、施策を継続・充実することが求められるだろうという課題が残っているかと思っております。

これらを踏まえて、10ページ以降の今後のあり方ですが、古都保存のほうでは、自然的環境の変化への対応ということで、全国的に展開をされている農業、林業あるいは環境関係の事業をうまく活用していくことであるとか、あるいは低コストで景観に配慮したような技術の導入というものも要するだろうと。その際、関連の各種の専門家と協働を進めることも重要であろうということで、これは京都市さんの例ですが、京都市で「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」というものを策定されておりますけれども、これを策定したときの関係の課や法律を書かせていただいておりますけれども、計画に関連する者が集まって、うまくガイドラインに結びつけられたという例もありますので、こういう連携というものも必要であろうというところでございます。

それから、担い手の確保ということでは、15行目以降にありますけれども、市民団体を公的に位置づけて支援していく。あるいはそういう団体の活動を顕彰していくということも必要であろうと。そういう団体が活動するときには、活動の拠点あるいは広報などを強化していくような整備を支援する必要があるのではないかとことを書かせていただいております。

また、次の行以降、企業の社会貢献活動などとの連携という意味では、こういう活動に参画をいただいた企業をどううまくPRするか、そういう枠組みをどう構築していくかということが考えられるのではないかと。そして、民間主体が歴史的風土の保存活動で発生する伐採木であるとか収穫物等の副産物の収益をうまく保存活動に充てられるような手法というものも検討していく必要が考えられるというところを書かせていただいております。

11ページですが、古都保存の普及啓発の推進ということでいきますと、価値の発信であるとか、古都保存法に基づく規制が歴史的風土の保全に資しているというところの周知というもの。あるいは関連のいろんな効果を発揮しているというところを積極的に解説していくような必要があるだろうと。そういう場の支援というのは必要ではないかと。そういうことを通じて、国民の理解を深めて、古都保存の機運の醸成であるとか担い手確保につなげていく必要があるだろう、重要であろうというふうに書かせていただいております。それから、景観変化への対応というものは、景観計画あるいは景観条例の活用というところで、統一的なルールということで連携を図っていくことが必要であろうということでございます。

それから、歴史まちづくりの今後のあり方でございますけれども、民間の資金・ノウハウの一層の活用によって、歴史文化資産の保全・活用を進めるということで、先ほども申しました民都機構であるとか、クラウドファンディングの活用、あるいはそういうものの優良事例を知っていただくということを、そして、関係分野との専門家の連携を図るべきであるということ。あるいは既存の制度でうまく使われている例、これから使われる例というものをしっかりと周知していく、共有をしていくということも重要であろうと書かせていただいております。

12ページをご覧くださいますと、まちづくりファンド、これは民都機構の資金拠出を受けながら改修を行った佐賀市の例で、イベントなどに使われているという例を張らせていただいております。2行目以降に、良好な景観形成あるいは地域の活性化の促進ということでございます。もともと歴史まちづくり法の基本方針においても、重点区域を対象としながら、景観計画の策定で建築物の形態意匠の制限、あるいは景観法に基づく規制措置というのをうまくやってみようということを計画に位置づけることが重要とはされておるところでございますけれども、ただ、やはり現場では少し差が出てきているところもあるのかなと。もともとの取り組みの差もちろんございますけれども、差があるのかなというところで、8行目以降にございますけれども、第二期の歴史的風致維持向上計画の認定に当たっては、原則、景観計画の策定等がなされていることを要件とすることはどうかということを書かせていただいております。もちろん12行目以降にございますけれども、屋外広告物条例に関してもまだ制定されていないところが40%超ございますので、条例の制定あるいは充実というものも期待されるのではないかと。それから、14行目以降では、景観形成、観光振興、住民の自主的なまちづくり活動の促進などを歴史まちづくりを絡めて実施されている認定都市というのは多いので、こういうものをうまく整理してPRするというところで、さらに広がるのではないかと。世の中に広がっていくのではないかとということ。そして、モデル的に取り組まれているところにおけるルール策定であるとか、あるいは環境整備というものもさらに講じていくべきであろう、そして、周知していくべきであろうということ。そして、観光振興の観点からも最近言われているんですけど、21行目以降にありますとおり、重点区域における無電柱化、できれば低コストの手法の導入ということももちろんあるわけですけど、そういうものを推進するべきであろうということ。そして、市町村界にとられないような広域的な歴史文化資産を活かしたモデル的な取り組みを推進するようなことも必要であろうということを書かせていただいております。

13ページになりますけれども、歴史まちづくりの普及啓発の推進ということで、広域連携の代表的事例とも言えるサミットに関しては、継続的な開催も今はブロックごとになされています。そういうものも継続的に開催することも必要だろうし、全国的な展開についても検討していくことが重要であろうという点を書かせていただいております。

それから、歴史まちづくりサミットは、サミットというだけあって、首長さんが集まっていたいて議論いただきますけれども、担当者による集まりというものもございます。どうしても異動等ありまして、担当者が入れかわっていくこともありますので、関係の分野も含めて、ノウハウ共有をしっかりとやっていくことも必要であろうというご指摘もいただいております。そういったことも含めて、ノウハウを蓄積しまして、その成果を幅広い層に訴求していくためにはいろんな取り組みが考えられるんだろうということを書かせていただきました。

た。

最後の19行目以降ですけれども、適切な評価による施策の充実ということで、一期計画でできたこと、成果、課題をしっかりと評価した上で二期計画に反映することは重要であろうということでございます。

22行目以降にありますけれども、今の評価制度というのもございますので、そういうものも活用しながら、いかに魅力が向上したか、できなかったことは何かということをはっきりと示していくべきだろうということが言えるかと思えます。

続きまして、資料5-1、5-2もご説明させていただきます。

資料5-1は古都保存法に基づく歴史的風土保存計画の変更(案)の概要、資料5-2が新旧対照表ということになっておりますけれども、ほとんど方針的なところの変更でございますので、資料5-1でご説明をさせていただきます。

現行の計画そのものは、県・市町村の方に聞いても中身的に間違っていることはないということなので、現行をベースとしながら、以下の点を計画に追記をさせていただいている変更(案)とさせていただいております。

1つ目が普及啓発や多様な主体との協働等ということで、国及び関係地方公共団体は、関係の各者に対して、歴史的風土の維持保存に関して普及啓発等を進めていくこと。そして、その維持保存に向けた意識の醸成、向上を努めるというところ。

それから、関係の行政団体は、市民団体等多様な主体と連携協働を図っていただいて、歴史的風土の維持保存に取り組むということ。この際に先ほど報告書でも述べましたけれども、団体を指定して位置づけるであるとか、あるいは必要な情報提供、助言を行って、これらの団体の活動を促進していくことも必要であろうというところ。それから、こういった歴史的風土保存区域内の自然的環境ですけれども、その保存に資する農林業体験あるいは自然的環境学習への利活用というものを促していくということも必要であろうということが言えるかと思えます。

そして、その他ということで、どうしても凍結的保存という言葉が前に立つんですけども、もちろん必要な管理をやっていく必要があつて、樹林の間伐、下草刈り、病虫害や野生鳥獣による被害への対策を行っていくことであるとか、風致地区制度や景観法に基づく措置等をあわせて古都法を活用していくということ。そして、これは鎌倉の話、神奈川の話になりますけれども、急傾斜地等での土砂崩落、落石防止の措置を講ずる際は、周辺の景観との調和に十分配慮するということが重要であろうということで、大枠こういったことを各保存計画に追記をさせていただいております。現場に合わせて、例えば農林業活動などの利活用については、鎌倉では斜面地が多いので追記しないなどありますけれども、こういったことを5-2の資料で追記をさせていただいているという内容になります。

すみません。長くなりましたけれども、以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、ご意見を賜りたいと思いますが、まずは資料4-2からということでもよろしいでしょうか。皆様のご意見を、どちらかという資料4-2のほうに反映させて、最終的にそれが5-1のような保存計画の変更という形で文章化されているというふうに理解していただければと思います。それでは、資料4-2について

先にご議論いただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。どうぞ、A委員。

【A委員】 それでは幾つか。全体としてはすごくよくまとめているので、こういう形で進めていただければありがたいなと思いますけれども、細かいことで言うと、12ページのところで、景観計画を要件とするという話ですね。原則としては、確かにそれはいいような気もするんですけども、経験からすると、歴まちをやっている部局と、景観計画をやっている部局が必ずしも同じというわけでもないで、中に非常に熱心な職員の人が出て、こういうことをやりたいけど、景観計画が別の部局で、そこが動かないとこっち側が動けないというのは少し本末転倒な感じがします。何か大半の都市はこういうことはやっているとは思いますが、結果として、景観計画がきちんと動く、歴まちが動けば景観計画も動くということであればいいような気もするので、若干書き方を注意していただいたほうがいいかなというのが1点です。

それから、ここに書いていないことで幾つかあるんですけどね。特に、実は熊本の震災の後で痛感したんですけども、今、熊本でも被害に遭った、特にリスト化されていない建物がやっぱり壊されると。これは昔からの課題で登録文化財の制度につながったわけなんですけれども、登録文化財の制度は、事前にいろんなことをやっておかないといけないので、今、全てをとというわけにいかないんですけども、歴まち計画を立ててあると、少なくとも歴まちの中にいろんな建物が位置づけられているので、次のステップがすべく進みやすくなるということが、今回はどこもないんですけど、東日本大震災のときに真壁がそうでしたよね。桜川市が。だから、その意味では、熊本には間に合わないんですけども、次のことを考えると、歴まちの計画がつけられていることが被害に遭った文化財の可能性のあるような、価値があるような建物をサポートするということが、計画上の位置づけからも、予算的にもすごく有力になりそうなので、何かそういうことにも役に立ちますよということが若干書かれていると、予防的措置としてはいいのかなと。

それからもう一つは、これもどこまで書くべきかと思うんですけども、その歴史文化資産というのをどこまでカバーするかという感じで、ここはあんまり出ていないんですけど、やっぱり昔よりもすごく広がってきているというところがあると思うんですね。それで、例えばですけども、震災復興でいろいろつくられた立派な道があったりするわけですけど、歴史的なインフラみたいなものも非常に重要で、それも昔からの古い街道筋というのだけではなくて、やっぱり戦後に震災復興からもう50年以上たつので、何か駅前でちゃんとしたすごい立派な道ができていて、これもそれとして、景観上もそうだけれども、歴史的に地域がつくってきたインフラとしても価値があるというような形で評価してあげると。

駅前のすごく大きな見事な並木道というのが、かなりの部分が震災復興でできているのが多いわけですから。なので、何か歴史文化資産というのがもうちょっと時代とともに広がって、現代に近いところに広がって、それをカバーすることが都市にとっても非常にいいんだという感じのニュアンスがどこかに出ると。これだと、歴史文化資産はもう固定されたもので、それをいかに守るかという。そうすると、それはもう古いものだけなので、それがなくて別に関係ないというふうになっちゃうんですけど、そこがもう少し時代とともに拡大していくということであれば、いろんな都市にももう少し適用が可能になるので、そういうことも少しニュアンスが書いてあるといいかなと思いました。以上です。

【委員長】 今のお話、後半のほうは近代の歴史文化資産というものについての取り扱いの問題

だと思います。これはまさに今後、今回の認定都市がどちらかという今までの城とか武家屋敷とか、わりと江戸時代等の資産もありますが、明治以降、それから、戦災復興以降の資産を持っているところもかなりあると思いますので、その辺を改めて見直すという意味では、この歴史文化資産というふうにだけ書くと、どうも古いというものがあるので、少し説明書きが必要なかなというふうに思います。

あと、先ほどの点は、私も熊本に行きまして、もう本当に益城も西原もいい建物が壊されていたり、あるいは住民の方々に、わりと破損の少ないところはもう既に皆さん直すような作業を行っているんですけども、それにしても予算がないというようなことがあります。この辺はヘリテージマネージャー制度が結構、今の歴まちの関連ですごく進んできたと思いますので、その辺も含めて、先ほどのA委員のお話の中で、予算ですとか、あるいはそういうものの支援措置、非常にやっぱり登録もされていないものだけでも、実際にこういう被災に遭ったようなときに、それが残すべきものであったというのは、東日本大震災のときにも多々あって、それがみすみす失われていくのを見てきたというようなところもありますので、そこは今回、熊本も見据えて少し修文ができたと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。ご忌憚のないものを。ではB委員、お願いします。

【B委員】 議論していたことが大体ほぼ組み込まれているので、これで基本的にはまとまったかなと思います。ただ、少し気になるところといえば、具体的にどう表現したらいいのかわからないのですが、担い手の問題についてです。明日香の村長がおっしゃっていたことで、若者が出ていくのをなんとかとめられないかと。ちょうど二、三日前に新幹線の停車する一番小さなまちというのをテレビでやっていましたね。人口3,000人ぐらいの青森県の。そこに伝統的な祭りがあるのですが、もうほとんど崩壊しかけていたのを京都の学生が気に入って。それからずっと京都の学生さんが毎年来てくれて、復活したという話をしていました。完全に地元の人と密着して。それはたまたますごく学生さんたちが魅力を感じたのだらうと思うんですけども、担い手の確保というときに、やはり若い人たちをどうつかまえるかということがうまく表現できればいいんですが。もっとも、今、私の住んでいる京都府の南山城村は人口が3,000人ほどですが、少し自治会に若いのが増えたというので、楽しみだと喜んでいたので。最初はよかったのですが、そのうち若い子が、何でもかんでも若者に押しつけないでくれと言い始めたというのです。だから、あまりやり過ぎてもいけないと思うのですが、それでも、やはり若い人たちを取り込んでいかないといけないので、そのあたりを何か、うまく表現できないかと思います。それが簡単にできれば、明日香村長も悩まなくて済むんでしょうけれど。ちょっとそんなことを思いました。

【委員長】 ありがとうございます。そのあたりは私も今回、民間資金の導入とかという話をしていたんですけども、そういうものが例えば若い人の、普通でいえばベンチャーとかそういう若い人がこういうことや歴史まちづくりをやっているところで、若い人のアイデアで何か起業するとか、そういうものというのは支援がありなのかなと思ひまして。たしか二、三日前に、たまたま録画していたイタリアのもので、イタリアで5種類ぐらいの蚕を、全部金色の糸が出るようなものだったんですけども、それも8,000本ぐらい、若い方々が新しく木を植えて、まさに養蚕業をその地域の業として復活させようとしていて、比較的うまくいっているみたいな紹介がありました。そういった新たな起業を若い人のアイデアでやって、それをどういうふうに地域の中のものとして支援するのかという、その辺のあり方について

は、ぜひとも入れていきたい内容かなというふうに思います。ほかにございますでしょうか。

C委員、お願いします。

【C委員】 さっきA委員がおっしゃっていた12ページの景観計画の策定がなされていることを要件にするというところなんですけれども、認定都市の8割が策定をしているということは、この2割の自治体というのは、つまり、さっきA委員がおっしゃっていたみたいに、策定したいけどできないということなのか。そのあたりのこのエビデンスというのはどんな感じになっているのかなというのがちょっと知りたいなと思いました。仮に、要件にするというのをどっちに考えるかなんですけれども、これは厳しいというふうにするのか、そうしないと無理だから、景観計画の策定をより積極的に進めていくということの後押しをするということをすごく進めたいのであれば、この要件という書き方もいいのかもしれないけど、ここのところはもう少し何か議論があってもいいのかなという気がしました。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。今のところ本当に大事なところで、都市計画のセクションがどういうふうに歴史まちづくりのほうに加わっていくかいうところで、要件とすることで、逆に加わってもらえるという部分もあるし、そこの合意が得られないから、なかなか歴史まちが進まないという逆の部分もあると思います。このあたり、事務局としてはどうでしょう。お願いいたします。

【事務局】 景観計画が進んでいない残り2割の部分の話ですけれども、認定の相談をお受けする中では、どうしても事業のほうに頭が行ってらっしゃるパターンで、景観計画にそんなに興味がないだけというところもあるでしょうし、逆にやっぱりまちの規模としてなかなかというところもあるかもしれませんので、いろんなパターンがあるかもしれないなと思いました。ここに要件化というのを書かせていただいたのは、どちらかというの後押しになればなという気持ちはあったんですけれども、気持ちはあっても、文字で読まれるものなので、その書き方はご相談が要るかなというふうには思いました。

【委員長】 あと景観行政団体になるというハードルがたぶん、さっきおっしゃられたように、全域じゃなくて、部分的に歴史的な資産はあるけれども、広域で特に合併なんかしている場合には、なかなか機運というのが捉えにくいというようなことなのかなというふうに思います。D委員、お願いします。

【D委員】 全体的に非常に分かりやすく、そして、かつ的確に取りまとめているんじゃないかなという感想を持っています。とりわけ私は民間の活用とか、あと、守るだけでなく、利活用していただきたいということをしみ込んでいるような書き方をしていただいているという意味では大変うれしく思っています。

それで、その上でちょっとだけ気になったことを申し上げたいと思いますけど、まず4ページ目のところなんですけど、住民の愛着とかそういうところにちょっと教育的なニュアンスが、まあ、どこに入ればいいのか分からないんですけど、やはり教育と一緒に連携して、心を育てていくとか、文化を育てていくみたいなことの重要性が指摘されていたかと思いますが、ここがいいかどうか分かりませんが、どこかに入れ込んでいただきたいなというふうに思っています。

それから、6ページのところの下の表みたいなところなんですけど、市民団体等の活動状況ということで、できればここに活動の内容そのものを入れていただいたほうが、見ている方がイメージできるんじゃないか。実績なしじゃなくて、やっぱり実績ある方向も盛り立て

ていただかないと、ああ、ないからいいかなというふうにならないようにやっていただけたらなと思います。

あとはやっぱりこれ全体を見たときに、すごく方向性は分かるんだけど、具体的にどういうことをイメージすればいいのかなということ、ここで議論している我々は、あのことを言って、こういう文章になっているんだとか、すごくよく分かるんですけど、そうじゃない方々はなかなか難しいかもしれないという意味で、11ページの一番最後のところで、優良事例や参考事例の共有を図ることとか、あと、12ページのところの16行目、17行目で、テーマごとに整理し、分かりやすくPRするとかいう。つまり、イメージを共有していくことがすごく重要だという意味で、ここに入れるかどうか、あるいはよそにするのかどうか。やはりいいなと思う事例を目に見えて分かるようにしていただくと、その見た人がアクションを起こしていきやすいのではないかなというふうに思いました。

それから、10ページ目のところ、担い手の確保なんですけど、確保よりかはむしろ育成していくという視点のほうが大事かな。何か確保しようと思うから行き詰まっていく感じがするので、やっぱり新たな担い手ぐらい。つまり、今までの従来の我々が持っている担い手ではもううまくいかないの、新たな担い手を育成する。それは民間企業であるかもしれない。子供のころからの、例えば教育に使っていただいて、体験しながら、このことに価値を持っていく。そこに関する価値とか文化をみんなが共有していくのがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。最初の点はやはり、私、実は資料5-1のほうで少し指摘をしようかなと思っていたんですけど、何のために、まさにそういうことをするのかというところで、5-1のほうでと言っていましたのは、要するに、自然的環境について、その保存等に資する農林業体験活動や自然環境学習等への利活用を促すというときに、何のための利活用を促すのかという意味で、もう少しそのことに対する古都や歴史的なまちづくりに対する理解を子供のときから促すというような、そういった意味での教育というあたりがあるのかと。

【D委員】 それ載っていないと、5-1で突然出てきたようなイメージを与えるので、むしろそこに報告のほうを。

【委員長】 そうですよ。はい。こちらで事前の前振りがないとおかしいということですよ。あと、まさに担い手のところは、先ほどのB委員のおっしゃられたものと同じで、まさに新たな担い手の育成というふうにするので、従来の担い手にある程度限界があるということも含めて、入れればいいのかと。

あともう一つは、先ほどD委員が全体をおっしゃられた、我々は何かこれで一応意見が入っているような気がするけれども、やっぱりこれを国民に対して出したときに、何が今回の肝とか、あるいはこのポイントなんだということが、いまいち少し見えてなくて、そうすると、何かパブリックコメントなんか出したときにも、少し弱いんじゃないかなというように気がしているんですけど、そのあたりも含めてご意見をいただければと思いますけれど。E委員。

【E委員】 難しいですね。1つは担い手の話なんですけれども、これは私も何かこう、窮屈感みたいなものを読んでいて非常に感じます。例えば、今想定されているのは市民団体であったり、企業であったりということだと思んですが、わりと今の若い人たちというのは、団

体として動くというよりも、個として自分の興味の赴くままに活動にかかわりたいという方が非常に多いような気がするんですね。そういうときにその場に行って、そこで活動している市民団体にかかわらないと担い手になれないということが結構なハードルになるような気がします。そうではなくて、育成という話をD委員からもありましたけれども、そういう人たちも緩やかに包めるような、せっかく持っている自治体なのか分かりませんが、何かもうちょっとこう、そのハードルを下げるというような書きぶりはないだろうかというふうに思ったんですね。

さっきのお祭りに興味があつてというのも、個なんですよね。個なんだと思うんです。お城に興味があつたり、刀に興味があつたりと、それこそ結構自由に動いてらっしゃる方というのはすごく多いので、ものすごくそのまちが好きになるとか、そういう人たちを受け入れられるような形のありようというのはないものだろうかということも思ったりしました。

あと、確かにイメージしづらいというのは、これは難しいですね。これをもって、どういう姿を私たちは目指せばいいのかというのは、報告を幾つかの自治体から聞いて、なるほどイメージできるから理解したような気になってはいるけれども、やはりある程度どういう方向性が成功事例として思い描けるのかというのはあるんですかね。あればやっぱりちょっと描いていただきたいと思う。でないと、どっちの方向にみんなで、どうせ力を注ぐんだったら、こっちに力を注ぎたいよねというような。すごく分かりづらいんですね。

【委員長】 B委員。

【B委員】 結局こちらで決められる問題ではないのではないかと、以前から申し上げてきているのですが。理想は、その地域の人たちが議論して、自分たちの町としてどうしたいのかというのを考える。こちらからは、それを脇から盛り上げるということであつて、こちらが、ああですよ、こうですよ、ということではないのではないかと感じています。だから、奈良の話を出して申し訳ありませんが、奈良でも県と市が共有していないということを繰り返し申してきましたけれども、結局そういう議論はしていないんですよ。こうした委員会では、どの委員も皆さん、必ず、きちんとやってくださいと要望するのですが、実際には具体的な議論、行政含めてきちんと議論しているかということ、なかなか実現していない。だから、何となくみんな、古都奈良は分かっているけれども、では、その古都奈良のイメージを町としてどのように描くかが共通しているかということ、していないんですね。いろんな建物計画が出てきても、これ、おかしいじゃないかと言ったら、いや、これは古都奈良の価値を高める建物だと思いますから、なんていう返事が堂々と返ってくる。えっ、それ、違うだろうとか言ってもね。なかなかそこらの意見の調整がつかないとかそういう事例がいっぱいありますね。だから、このあたりの書きぶりをどうするのか。自分たちがつくる努力をしてくださいよ、みたいなストレートな言い方がいいのかどうか知りませんが、何かそういう表現が必要かなという感じはします。いかがでしょう。

【委員長】 いや、そこは分かるんですけども、そこには少し限界があるから、さっきE委員がおっしゃられたような、ここで移住したりとか、そういうような人も、いわゆる私も前からNPOとか市民団体というふうにもどうしても規定してしまう。その団体にならないと、何も支援はしてもらえないのかという話になると、やっぱり若い人たちが何かやろうと思ってもなかなか難しいし、まずは村に入り込むことさえも難しいというような感じがありますので、だから、その辺は石見銀山のあたりも陶芸とかいろいろやる若い人たちが入ってきてい

るみたいですが、そういうものをきちっと支援していくようなものがなかなか制度的にはもちろんないですし、例えばこういうところでも、機能を有する施設の整備を支援していくべきであるという言葉になっていて、支援するとも書けないし、行くべきであるというのは、何か行くべきであるというふうに言っても、じゃ、誰がそれを受けて支援していくのかという。これを施設の整備じゃなくて、もし活動の促進とか、あるいは担い手の育成という言葉に置きかえたとしても、問題があるのかなという気がいたしましたけれども。

特に自然環境の辺では、F委員、どうですか。一番そこが問題のような気がしていますけれど。

【F委員】 私自身、この全体のまとめとしては非常に議論した方向がちゃんと書かれていて、いいと思います。ただ、この中に含まれているんだと思うんですが、漠然としているところを明確にしたほうがいいなと思うことの一つとして、古都とか歴史的風土の価値がどういふところにあるのかというのをものすごく大きな、長期的なとか大きな視点で考えていくと、たぶん時代ごとには変わってはいると思うんですが、私自身が京都とか、あるいは大津とかを見て感じるのは、やっぱり都だとか、まちを身近な自然環境とか自然の資源が上手にこう、景観としてもそうですし、資源としても支えてきたというのが、日本だけじゃなくて、海外から評価されるということを見ると非常に大事だなと思います。そうすると、その根底には木の文化とか森の文化というのが、都市とうまくつながることによって生まれてきたようなところがあるので、それを大事にしていこうとすると、周りの自然環境というのは、単に緑としてあるだけではなくて、それがやはりまちそのものの持っている意味とちゃんとつながっている、あるいはそれを資源として、例えば材だとかいろんな形でうまく持続的に利用されてきているということが非常に大事なポイントだったと思うので。

今、欠けてきてしまっているのが、そういうつながりが建物を建てかえるにしても、海外からの全然違うところからの木材を持ってきてしまったりとか、いろんな衣食住の中でバイオマスだとかもそうですし、食文化だとかいろんなところで身近な自然が恵んでくれたものをあんまりほとんど使わなくなったり、使えなくなってしまうところがあるので、それをもうちょっと大事に、現代に合った形でしていくかということを考えていけるといいのかなというふうに思います。

そうすると、非常に凍結的じゃなくて、資源として使うとかいろんな人が参加してというのはすごくいい方向だと思うので、必ず土地だとか、古都、歴史的風土としての何か最低限守らない部分は、大事にする部分はあるんですが、そこであるいろんな自然資源とかはもうちょっと積極的に利用されて、木材だとかバイオマスというふうなところをできるだけ、単に維持管理のためにたくさんの労力とお金をかけておしまいじゃないんだというところに、いかにこの中で踏み込んで、いろんな人に通じるように書いていけるかということが、ちょっと私が拝見した中ではまだ読み込めないなという部分があるので、そういう方向が大事だという、ある程度の共通認識があるならば、そういうところをぜひというふうに思いました。

特に京都とかで、なぜこの京都が、今たくさん観光客が来たりとか留学生が来ているんですけれども、それはやっぱり自然とまちの部分との調和だとか、どんどんなくなっているけれども、文化財とかそういう昔からのものをそれなりに引き継いでいるというのが、なぜそういうことが可能だったんだろうかということに関心を持ってくる留学生も多いですし、

観光客だとかいろんな人が京都とかに来ている一つの魅力みたいな部分がそこにあるので、それはやっぱり大事にしていってほしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。今のところは最初に平山先生の話から続いて、4ページに美しさを面的に保存するとか、文化遺産の登録に関して緩衝地帯としても機能するというふうに言っているんですけども、それが単なる緩衝地帯ではなくて、さまざまな生活文化の中で利用されたりして、いわゆる里山の薪炭林のごとく、さまざまな利用を含めながらそういった森林の部分も維持されてきた。それが使われなくなったことによって、今回のさまざまないろんな問題が発生しているというところが、受け手のほうが大事かなという気がしていますし、あと5ページでは、要するに、被害が拡大傾向にある地域も確認されているとか、神奈川県のこと、「地区が見られる」というふうに書いているんですけど、じゃ、このことについて後ろのほうでどうするかというあたりがやや難しいところなのかなと。

その辺が私は一番難しいなと思っているのは、今、京都が一人勝ちをしていて、爆買いも進んでいて、日本人の感覚として、古都に対して、危機的状況でお金が必要なんだという危機感みたいなものがなかなか伝わりにくい。たしか1回目か2回目のところでも、今、F委員がおっしゃったように、三、四十年かけて京都はやっと今来た。それは金沢も似たような形になるんですけども、そういった感覚がやっぱり、今いわゆる、ただ観光に来ている人たちにとってはなかなか通じない。ですから、そういった意味では、さっきのクラウドファンディングとかそういう寄附とかというのもいいんですけども、私なんかは修学旅行とか、外国人のそういう旅行者に対して、それこそワンコインで100円でもいいんですけど、何かそういうものというのを、古都のためのみたいな何かそういう、古都というものを日本は、今回の古都の制度みたいなもので、古くから守ってきたから、今の京都があり、奈良も今はなかなか、さっきのB委員のお話じゃないですけど、京都に負けじといろんな施設をつくろうとしちゃっていて、なかなかうまく回っていないですけども、そこら辺もやっぱりいまひとつ、どういうものがあれば、奈良のように見えない、アンダーグラウンドに隠れてしまっているようなものの資産みたいなものもどういうふうに引き継いでいくか。

これは明日香村小委員会のお話でも大分議論しましたけれども、そのあたりがさっきの理解みたいな教育とかも含めて、ますます進めていくというようなことが必要なのかなというふうに思っています。G委員、お願いします。

【G委員】 この報告書(案)を見ますと、各委員がおっしゃったように、私もいろいろな課題がある。とりわけ今、古都保存に対する認識というのが、鎌倉市でもそうなんですけど、残念ながら全体的に薄くなっている中で、この取りまとめについて非常に苦労されている。今、当然50年たってきて、古都保存法だけでどうこうするという時代ではありませんので、歴史的なまちづくりの観点で、古都保存も含めて総合的なまちづくりを進めていく必要があるんじゃないかというように私は捉えておりますので、そういう面では限られた紙面の中で、さすがうまくまとめられているのかなと思っています。

先ほど来議論になっている保存活動の担い手なんですけど、自分のところの例で申し訳ございませんが、今、鎌倉でも、鎌倉市と私たちの風致保存会で、一緒に古都保存法の50周年の記念事業とあって、イベント的なことをやるのが既存の事業の中で冠的にやり、PRをしていこうということで、予算、マンパワーのない中で考えているんですけど、今までの50年

の歩み。これは周年、20年、30年、40年でそれぞれその時期その時期で取りまとめをしていますので、周年のときは50年の集大成をするということで一つは捉える。

それだけでいいのかということで、今の担い手の話なんですけど、我々の活動だけを考えてみても、やはり委員さん方がおっしゃったように、若い人の活動、それからあと、今後の、まあ、50年とは言わないんですが、この先の古都保存法なり、我々の活動を考えると、やはり若い人、小学生はなかなか難しい面があるかもしれませんが、特に中学生あたりをターゲットにして、分かりやすい冊子。これまで漫画や何かで分かりやすく古都保存法について、A委員にもご協力いただきながら、今まで試みはしてきているんですけど、やはりこれで50周年できちんとした若い人たち。若い人もたくさんいますので、中学生にターゲットを当てて、副読本まではいかなくても、古都保存、開発。ただ配るだけではなくて、我々一緒に緑のボランティアをしている人たちが出向いて、古都保存法、緑のあり方について出前講座的なものをやっていこうというような考え方がございます。

やはり保存の担い手ということになりますと、上から目線とは決して言いませんけど、やはりそういうような、これからの50年をどう考えていくのかということと、若い人にどうアピールしていくのかということも分かりやすく表現されたほうがいいのかと思います。今まで時間なくて、私もコメントできなくて申し訳なかったんですけど。

それからあと、企業の担い手、我々はゴールドマン・サックスさんとか、パナソニックさんとか、ダンロップさんとかいろいろ、あと米軍の軍属の方も含めてお力添えをいただいています。まだまだ企業の方にPRをしながら、違う面でも含めて、人力だけではなくて、違う面も含めてご協力をいただき、古都保存法の、これは鎌倉の話で申し訳ございませんけど、やはりご理解をいただき、維持管理の何らかの形でのご支援をいただく。そういう面。ただ、ご支援いただくだけじゃなくて、何らかの企業の方にメリットがあるような形で、これは保存会だけではなくて、行政の力もかりなきやいけないと思うんですけど、そのようなことができれば、または考えられたらという思いであります。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。そのあたりは11ページが古都保存の普及啓発の推進というところで、わりとさらさらとまとめているんですけども、今、何人かの先生からお話のあった自然環境の話もあり、それから、大学生になってからいきなり古都に来て何とかやってほしいよというのではなくて、中学生などもう少し若い世代からそういうもののあり方ですとか。どういうふうに守られてきたのかとか、そういうあたりのものを今までですと、どうしても歴史本みたいなものは、漫画もあって、明日香もそうですけれども、いろいろあるんですけども、なかなか古都を保存するという意味でのものというのはないので、鎌倉市さんのそういうものを後押しして、ほかのこと全体にも広げられるような普及啓発の部分、あと、そこにやはり自然環境とか、先ほどの木の文化と言うんですかね。そういうものによって支えられてきたというのが古都の背景にある部分だということと、うまく取り入れることができたらというふうに思っています。

ほかにもございますか。はい。C委員。

【C委員】 さっき、今まで議論してきたことが結構まとめられているけれども、聞いていない方は分かりにくいというお話があったと思いますけれども、よく海外のやつとかを見ると、コラムみたいな形で、どこでどうなっているというのは比較的、紙面の半分ぐらい使って書

いてあったりしますよね。そういうのがあると、初めて聞く人は、どこがポイントで、そのポイントを読むと、ちゃんと文で書いてあるほうが理解できる。何かそういう工夫があってもいいのかもしれないなという気がしました。

あとは、日本語というのはすごく分かりにくい言語なので、さっきどなたかもおっしゃっていましたが、主語がないから誰がやるのかが分からなくて、読むと、いや、自分はやっているよと押しつける形に終わってしまうのではないのかという感じもするので、そのあたり、もしも書けるのであれば、誰が何をしなければいけないと、もう少し踏み込んで書いても、逃げられなくていいのかもしれないなという感じがしました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。今のコラムみたいなものは、この中にはどうなのでしょう。コラムというのは難しいのかもしれない。でも、先ほどD委員からも事例というお話があったので、そういう部分というのは具体的にこんなふうなものを、ここで言っていることを、要するに、こちらで3地区入れていきますよね。それに近いようなもの。これだと全く、もうちょっと大きいですよ。その辺はどうでしょうか。

【事務局】 今回、絵を入れたのも、実は新たな取り組みではありますが検討します。ただ、分量が多くなってきましたら、前回の小委員会の際に参考資料でお示しをしたような形もあるので、その編集の仕方をご相談させていただければなというふうには思います。

【委員長】 古都のものというのを多くの人に知っていただくためには、多少インパクトのあるような表題などにするだけでもたぶん読んでいただく方は増えると思うんですけども、より具体の事例みたいな部分が、文化庁さんの言うストーリーのという話になると思うんですけども、そのあたりがもう少し見えると、今の問題点とか、実際どうしたいのかという部分が出てくるのかなと思いますので、この辺は事務局と改めて打ち合わせをさせていただいて、なるべくうまく入れ込められるように工夫をして、最後お諮りしたいと思います。

A委員、お願いします。

【A委員】 先ほどから話題になっている担い手確保の件なんですけれども、10ページから11ページですけれども、おそらくこれは書き手としては、6ページのところで、担い手が変化してきているので、何かそこでちゃんと確保しないといけないということで書いてあるので、それはそれとして分かるんですけども、今日の議論もそうですけれども、おそらく、担い手というのは、担うんだから重みを持っているわけですね。重さを担って責任があるんですけども、もう少しこうした歴史的な魅力がある都市が好きになるとか、そういうところに応援してあげるとかね。それがこういう魅力があるからアーティストが住むとか、別に自分は担っていると思ってなくても、この魅力がいろんなエネルギーになっていたり、住んでなくても、応援したり。何かそういうところの幅広い人たちがいて、住んでなくても、それが結構強い力になると思います。

だから、たぶん、担い手の確保は一つの課題なんだけど、これが2)は、10ページは担い手確保になって、次が普及啓発でと、すごい全国的な話なんだけど、この間にもう少し応援団ができたという話がありますよというのがあって、今の話がつながるかなという、そんな気がしますけどね。

【委員長】 そうですね。だから、今おっしゃられた応援団というのは、先ほどのE委員のおっしゃった個人というものも含めて、そこを愛する人とか、行かないけれども、常にウォッチ

しているとか、あるいは産物みたいなものを取り寄せている人もいるかもしれないし、さまざまなツールでやってらっしゃる方はいる。

【E委員】 何となくもっと窮屈のイメージがわいてきたんですけど、これだと人力があって、本当に下刈り作業をやらないと担い手になれないと。あるいはお金を出すかと。何か二者択一みたいな担い手像しか想定されていないイメージ。そうじゃないと思うんですけど、というふうに読めるんですよね。だから、応援の仕方も、支援の仕方も、担い方も、もっと多様であるということをやっぱり書いておくべきかなというのは思いますよね。

【B委員】 たぶんそれは活用とのかかわりだと思うんです。活用という言葉が出てきますが、活用の中身には踏み込めていませんね。だけど、本当は活用の中身というのは、実は非常に多様化してきつつあります。古都とか関係ない話なのですが、今私のいる大阪府文化財センターが運営している日本民家集落博物館というのがあります。入館者が増えなくて困っていたのが、最近増え始めているんです。一つは、ネットのロコミで外国人が増え始めたというのがあります。サイトの書き込みのほとんどが外国人なんです。英語とかフランス語。年々じわじわと増えています。もう一つは、今年になって、とんでもないことが起こり始めたんです。それはコスプレで民家を使い出した。何をやっているかという、新撰組をやっているんですよ。漫画か何かの『るろうに剣心』のまねしている女の子たちが来て、やっているんですって。なぜ来たかという、ほかでどこも民家で貸してくれるところがないようなのです。たまたま、唯一、うちの博物館がいいよと言ったそうで、そうしたら、東京のそういうコスプレをする人たちがたくさん来たということらしいです。貸し賃が入ると館長が喜んでいましたけどね。

そういうようなことがありますから。まあ、良し悪しは別として、活用という面では、当事者の想像もつかないような活用が出始めているといえます。だから、今のお話ではありませんが、いわゆる古都を守るとか、民家を守るとか、歴史のまちを守るという固定的な概念ではないのが出始めているので、そういうことも含めて、上手に文言として入れておかれてはどうかと思います。例えば、多様な活用をこれからさらに模索するなど。

【委員長】 どうぞ。

【A委員】 やっぱり国交省の人は担い手という言葉が好きなんですけど、担い手はやっぱりちょっと狭いと思うんですよね。さっき言ったように、担うので、重いものを持つわけですよ。だから、基本的に住民がやるんだけど、住民も数が減っているし、行政もお金がなくなっているから、外からその分をシェアしてもらおうという、そういう発想の中でなっちゃうので、もうちょっと多様なかかわりだと思うんですよね。だから、担い手もいいんだけど、担い手だけで表現してしまうと、せっかくの先ほどF委員がおっしゃった個人のパーソナルな気持ちとか、もっとアーティスティックな気持ちとかそういうところすごく、歴史的な都市とか空間というのはそういうところにやっぱり響くんですね。だから、ものすごく魅力を持っているので、いろんな人がかかわってくれるわけで。そういう多様なかかわりを展開すると。その一つとして担い手の確保はあるというような感じのほうが、ここが今言おうとしていることはもうちょっと近いんじゃないかなと思いますけどね。

【委員長】 担い手という言葉はやっぱり何か変えたほうが。

【A委員】 担い手も大事なんですけど、それだけだと。

【委員長】 今のお話だと、担い手というのが中心に、コアにあるんだけど、その周りにドーナ

ツ状にさまざまなかわりをしていて、それが結果的には担い手の方々を支援することにもなっている。ここではすごく、「主体的に取り組む市民団体等を公的に位置づけ」みたいな形で書いてあるので、ものすごくやっぱりそういうふうには位置づけられないと、担い手になれないというような、何か本当に窮屈さが見えてしまっているの、ここをちょっと、今すぐに私も言葉が出てこないですけども、何かありますか。F委員。

【F委員】 例えば山のほうのことで、私が先ほど言った形で、かたいんじゃないかとというふうなのを考えると、吉田山というのがあるんですけど、そこもすごく法律上はいろいろ守らないといけないのですが、そこで里山を再生するというので、いろんな人たちが入って、手入れを始めたら、わりと、例えば薪ストーブを持っている人たちがたくさんいるので、きれいにするためとか担うというよりは、自分が生活の中で使う資源が欲しいから、それなりに労力はあるながらも、恵みを持って帰っているようです。あと、大文字の送り火のマツがすごく枯れて、なくなってしまっている。それをほかのいろんな法規制のあるところから出そうとすると大変なんですけど、そういう伝統行事で、わりと森の資源をたくさん使って、それがなくて困っているところもあるので、そういうのをもうちょっと緩やかに出していくとか。あるいは竹林があったら、守っているだけでなくタケノコがとれるというだけでも魅力があって、自分にも役立って、それが結果的に山を使ったりだとか、管理するというふうな柔らかい部分をいかに、ある程度のルールは持ちながらもいろいろ展開できるかということがあるといういろんな形で現代のつながりみたいなのができるかなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。先ほどもG委員も企業のメリットみたいなのはありましたけど、やっぱり参加する側が何を求めるか。前回、下刈りやごみ掃除だけではちょっといかないんじゃないかというご意見もありましたけれども、そこら辺、私たちの頭の切りかえがちょっと必要のような気がします。

すみません。時間的にそろそろ厳しくなってきましたので、資料5-1、実際には5-2を踏まえてということですけども、ご意見にかえさせていただきたいと思います。5-1について、ご意見いかがでございますでしょうか。G委員。

【G委員】 これは単なる質問ですが、この5-1の保存計画変更（案）の概要の最初の丸の普及啓発の多様な主体との協働の一番下、「また」の中なんですけど、この一番最後の「自然環境学習等への利活用」ということで、この「等」がどういうものをイメージされているのかなということ。それからあと、この利活用、今、B委員からもお話が少し出ましたけど、この変更（案）で条文を見ますと、この利活用に関しては再掲もされているように、非常に力を入れていただいているなということの思いが感じられますのでよろしいと思うんですけど、この「等」についてはどのようなイメージがあるのか、それだけお聞きしたいと思います。

【委員長】 事務局お願いします。

【事務局】 現場で活動する上では、農林業だとか自然学習が前に立つとは思いますが、やはり古都法なので、歴史的にも、どういう場だったかということ。場の学習というか、歴史の面もあるかなということも含めさせていただいております。

【G委員】 了解しました。

【委員長】 ほかにございますでしょうか。

これは「市民団体等多様な主体と協働して」、ここは「市民団体」でいいんでしょうか。この「等」の中に民間企業とか個人とかグループ、そういうものも含んでいるんだろうと思う

んですけども、こういうふうにやると、もともとこれは保存計画の変更なので、小委員会報告に比べると、かなり書きぶりがかたくなりますので、より、ポツとかで入れるのであれば、今ここでご議論いただきたいと思います。

あと、私のほうから一つ、この普及啓発のところのポツの3つ目の下線部なんですけれども、「これらの団体の活動を促進」とあって、これは「支援」ではないんですね。「促進する」というのは、ここは「団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行う」ということが支援なので、こっちは促進なのかなという気はするんですけども、何となくもう一つ踏み込めないのかなという部分は何かあるんですけども、いかがですか。

【事務局】 先生がおっしゃってくださったとおり、その前の「ことにより」までが支援の内容です。

【委員長】 そうですね。支援の内容ですよ。

【事務局】 はい。促進とはさせてはいただいています。

【委員長】 あと、4ポツ目は先ほどの、もし歴史を含めるのであれば、「農林業体験活動や自然環境学習等」の中に歴史を含めるというのは、やや無理があつてのこの部分であれば、まさにそこに歴史のことは入れてもよろしいというか、入れたほうがいいのかという気がいたしますけれども、いかがでございませうでしょうか。ここは自然環境についてと書いてあるんですけど、自然環境に先ほどのF委員のご意見のように、歴史的な意味合いというもの、生活の中で使われてきた歴史的な意味合いも含めてあるということですよ。

【F委員】 そうですね。それで、そういうのを考えていくと、例えばやっていいことが必要に応じ、樹林の間伐と下草刈りとか病虫害の対策だけなんですけど、場合によっては、ちゃんと大きな木をきちっと切るというのも大事なんです。次の更新をしたり、資源を循環的に。その部分を含めた形にしないと、いつも何か大きな木をずっと立ったままにして、ちょこちょこつと下のところだけやるのは許すけれど、いつも常に、全てが大きな木が立っていないといけなかつたかという、そうじゃなくて、モザイク状に大きな木もあるし、若い更新したての林もあつたりとか、やぶも大事だつたりするので、私が思う一番の根本、いろんな利用だとか管理が進まない根本は、ここの開発からとか大量伐採から防ぐための保護みたいなのがずっとある限りには、たぶん新しい形での展開は非常に難しくなるので、どういう形で表現できるか分からないんですけど、そこはぜひとも検討していただきたいと思うんです。

【委員長】 いわゆる計画的な更新とかそういう形で、そういう大木を必要に応じては伐採とかすることもあつたかということですよ。

【F委員】 そうですね。はい。持続的な利用で、更新をきちっとやるという範囲の中で、その林地だけ見るんじゃないで、その森全体で見たとときの大事なことということで伐採が、ある程度の総面積だとか大きな木を切つて、木材で使うというのが非常に大事なんですけど、この感じではできないんだと思うんですよ。循環的な利用みたいな形で、いつも手入れをするだけだつたら許されるけどという、そこがまたちょっと解釈が違つたんでしたら言つていただきたいんですけど。

【委員長】 事務局のほう、お願いします。

【事務局】 ご指摘の部分、あると思います。もともと法律上適正な管理はすべしと書いてある。できるというのは書いてあるんですけども、だけど、どうしても凍結的保存という単語が前に立つて、地元の方々もそういう頭でいらつしやるというのを自治体の方から伺つていた

もので、個別に今回書いたものです。ただ、F委員がおっしゃるとおり、そういう管理というのはいくらか幅広く捉える管理もあると思いますので、文言は検討させていただきます。

【委員長】 そうですね。我々が、古都だけじゃなくて、公園とか街路樹とかみんなそういうところも硬直的に古い樹木は多くて、大きな樹木は絶対に残さなきゃいけないということが、住民の人もそういうふうには思い込んでいるので、それを伐採するということになる、すごく大きな問題になってしまうんですけど、実際はそういうものを過去から繰り返してやってきたという。諏訪神社のああいう柱の儀式もそうですけれども、そういうものが歴史的に繰り返されてきたということですよ。

ほかにございますでしょうか。ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。これについては、計画の変更なので、今言っておいていただかないと、修文というのがなかなか難しくもなりますし、パブコメの期間が結構長いので、できれば今の機会に言っていただきたいんですけども。

さっき私は、やっぱり利活用を促すという目的が何か、利活用を促すことに関するそういう認識を深めるとか、最終的にはそういう部分が目的であって体験をするという、そのものが目的ではないのではないかなという気がする、もしできればそこを利活用を促すものとするだけではなく、ちょっといただければと思いますけれども。

ほかにございますでしょうか。「市民団体等多様な主体と協働し」は、これでよろしいですか。本当は一般、市民団体とかのほかに何かいわゆる一般市民というか、オールジャパンのさっきの応援団みたいなものを含めると、もう少し「市民団体等」というと、先ほどお話しした、市民団体と民間企業あたりぐらいしか、多様な主体として思い浮かばないんですけども、その辺はいかがでしょうか。

【A委員】 これは行為規制がかかっているところということですよ。そこをどうするかという話だから、さっきのようにあんまり広げちゃうとちょっと話がぼやけると思うんですけど。やっぱりこれはきちんと、ここをどういうふうに管理していくかという話なので、これはこれでもいいのかなという気もしますけど。

【委員長】 では、ここについては基本的にそういうことでよろしいでしょうか。先ほどのでいうと、わりと公的に位置づけられたというような部分も含めて、厳しい行為規制の中でやっていただく部分ということ。

ちょっとこれとは違うんですけど、一つだけ気になるのは、ちょっと戻ってしまうんですけども、先ほどの買入れ地が増大して、管理水準が低下するという話。今後も買入れ地は高齢化によって増えるということも書いているんですけども、そこで、これとはちょっと違う部分なんですけれども、管理水準というか、そこで使う管理費みたいなものはどういうふうに決められているんでしょうか。要するに、買入れのお金は別として、あと、高コストだからできないとかそういう部分が幾つか。ここでもちょっと気になったのは、「落石の防止等の措置を講ずる際は、周辺の景観との調和に十分配慮すること」と書いてありますが、こちらの先ほどの文章の中だと、なかなか高コストで難しいというようなことが書いてあったかと思うので、質問です。

【事務局】 大きく分けて2つあると思います。1つ、法面だとかということの整備まで入ってくると、管理的ではあるものの、整備なので、交付金の中でも実は対象の事業になっていて、いろんなやり方で安全対策をされているというのは、もう事例としてたくさんございます。

ですので、こういう大きな整備になれば、景観面などでやり方を工夫していくようにしましょうという点。それは細かな話、事務的な話になってしまいますけど、どういう工法でやるのかというのは、まさに予算のときにご相談を自治体とやるので、その中身を詰めていきましょうというメッセージに近いと思います。

買入れ地が経年的に増えて管理水準が下がっていくというのは、自治体の中で維持管理費、例えば草刈りだとかそういうものの予算というのは一定確保されていますけれども、面積が増えたからと急に増えることはないので、割り算をすると水準は落ちていくと。端的には、草刈りの数が減ったりすることもあり得るだろうしというところをどのようにカバーしていくかということなんだと思います。

【委員長】そこは増えないんですね。面積が大きく変わっても増えない。

【事務局】第1回小委員会でも少し触れたのですが、なかなかすぐに管理費が増えるということは、自治体でも正直ないという状況で、5年分の管理費を調べてもすぐに増える状況にないというところはあるようです。なので、自治体のほうでも買い入れた土地の管理に関しては、周辺の農家の方に借りていただくとかそういう取り組みをされていると伺っております。一部、この中でも、小委員会報告の中でも少し書かせていただいたのが、さっきの薪ストーブの話や、あるいは農地だと、少し収穫するものというのをどううまく使っていくかという議論はこれからあつてしかならざるべしということを書かせていただいています。

【委員長】ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

じゃ、今の議論を踏まえて、5-1については若干の修正をするかどうかというところで、先ほどの4-2については幾つか宿題をいただきましたので、そのあたりにつきましては、事務局と私のほうで、特に担い手のあたりと、あと、古都保存の普及のあたりですね。それをリアルにアピールできるかどうかというところの工夫ができるかどうかというようなところ、その辺を少し修文並びに付加するような形で、事務局と相談をさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】それでは、議論としては、本日はこの程度ということで、事務局のほうに議事進行をお返ししたいと思います。

【事務局】ありがとうございました。今後、本日いただいたご意見を踏まえまして、委員長とご相談申し上げて、必要な修正を行った上で、小委員会の報告と保存計画の変更、両方ともパブリックコメント等、所要の処理を行ってまいりたいと思います。

次回、第6回小委員会は、歴史的風土部会と合同で、8月2日に国土交通省において開催したいと考えておりますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、以上をもちまして第5回小委員会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

なお、本日の資料につきましては、机の上に置いておいていただければ、後日郵送させていただきます。

どうもありがとうございました。

— 了 —